概要版

第４次吉川市男女共同参画後期基本計画（素案）

～よしかわパートナーシップアクション～

１．はじめに

本市では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成７年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画として「よしかわパートナーシップアクション 22」を策定しました。その後、平成 14 年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成 24 年に「第３次吉川市男女共同参画基本計画」、令和４年に「第４次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

これまでの取り組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。

そこで、現行の第４次吉川市男女共同参画基本計画が中間年を迎えることから、新法及び社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図り、「第４次吉川市男女共同参画後期基本計画」を策定します。

２．意見募集概要

（１）意見募集期間　　令和８年１１月１９日（木）～令和８年１２月２０日（金）

（２）意見の提出方法

各閲覧場所に設置の意見提出用紙または任意の用紙に、意見、住所氏名または団体名（代表者氏名）を記入し、直接・郵送・ファクス・Ｅメールで提出してください。

＜直接＞

①窓口へ提出…市役所市民参加推進課（市役所２階　９番窓口）

②意見提出箱へ提出…市役所１階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、平沼地区公民館、東部地区公民館、美南地区公民館、総合体育館

＜郵送＞　〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目１番地１　吉川市役所市民参加推進課あて

＜ファクス＞　０４８－９８１－５３９２

＜Ｅメール＞　shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp

（３）意見の公表

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、取りまとめを行い、令和９年２月を目途にホームページ等で公表する予定です。

（４）留意事項

・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

・電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

３．計画の基本理念

吉川市では、平成 16 年に制定した「吉川市男女共同参画推進条例」の７つの基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

多様性を認め合い

誰もが自分らしく生きることができるまち

個人としての尊厳を重んじ
すべての人が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として
自らの意思によって、個性と能力を発揮し
あらゆる分野に対等に参画できるまちを目指します。

吉川市男女共同参画推進条例の基本理念（条例第3条）

市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

(1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。

(5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。

(6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

４．計画の基本目標

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

男女共同参画社会の形成のためには、これまでの文化や風習等によって人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスを解消することが重要です。

市民交流センターおあしすと連携を図りながら　多様性を認め合い、誰もがそれぞれの個性と能力を自分らしく十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画できるよう、互いの人権尊重とジェンダー平等の意識づくりを促し、その定着と浸透に取り組み、市民の幸福実感の向上に努めます。

基本目標Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

DV による暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、暴力によって自己肯定感や自尊感情を失われる等、心への影響も大きく、被害者のみならずその子どもにも影響が及ぶと言われます。関係機関等との連携を図りながら、性別を問わず、ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援体制づくりが必要です。

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するために、DV 防止や相談支援体制、被害者の保護・自立に向けて組織横断的に取り組みます。

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

互いの身体的な性のありようを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。子育てや介護においては、固定的な性別役割分担意識によって女性の負担が大きくなりやすい状況にあることから、社会的支援及び地域の支え合いによる支援体制が必要です。また、女性が女性であるがゆえに抱える課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援の強化が喫緊の課題とされています。

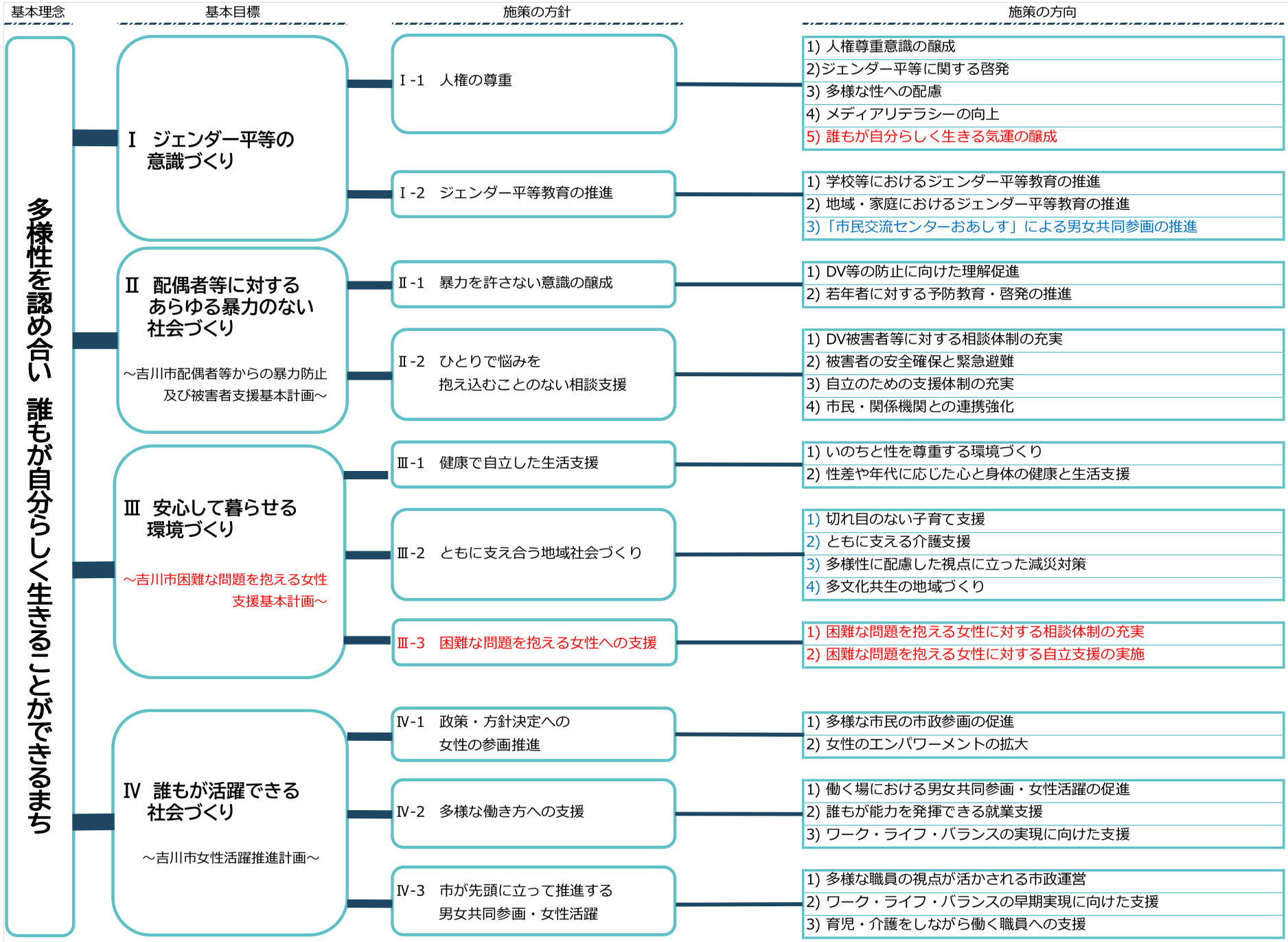
誰もがいきいきと安心して暮らせるよう、多様な性のありようや年代に応じた心と身体の健康を理解し、地域社会全体で支え合う子育てや介護支援に取り組むとともに、災害による被害や困難を最小限にするために、多様性に配慮した視点に立った減災対策に取り組みます。あわせて、困難な問題を抱える女性に対する支援についても、関係機関と連携を図りながら、引き続き取り組みます。

基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる環境づくり

政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画が増えることは、さまざまな視点が確保されることで、国民の価値観の多様化・社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な社会につながります。

あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、意思決定の過程における女性の参画を促進するとともに、職業生活において性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに取り組みます。

5．計画の体系


基本理念
基本目標
施策の方針
施策の方向
多様性を認め合い 誰もが自分らしく生きることができるまち
Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり
Ⅰ-1 人権の尊重
1) 人権尊重意識の醸成
2)ジェンダー平等に関する啓発
3) 多様な性への配慮
4) メディアリテラシーの向上
5) 誰もが自分らしく生きる気運の醸成
Ⅰ-2 ジェンダー平等教育の推進
1) 学校等におけるジェンダー平等教育の推進
2) 地域・家庭におけるジェンダー平等教育の推進
3)「市民交流センターおあしす」による男女共同参画の推進
Ⅱ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり
～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～
Ⅱ-1 暴力を許さない意識の醸成
1) DV等の防止に向けた理解促進
2) 若年者に対する予防教育・啓発の推進
Ⅱ-2 ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援
1) DV被害者等に対する相談体制の充実
2) 被害者の安全確保と緊急避難
3) 自立のための支援体制の充実
4) 市民・関係機関との連携強化
Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり
～吉川市困難な問題を抱える女性支援基本計画～
Ⅲ-1 健康で自立した生活支援
1) いのちと性を尊重する環境づくり
2) 性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援
Ⅲ-2 ともに支え合う地域社会づくり
1) 切れ目のない子育て支援
2) ともに支える介護支援
3) 多様性に配慮した視点に立った減災対策
4) 多文化共生の地域づくり
Ⅲ-3 困難な問題を抱える女性への支援
1) 困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実
2) 困難な問題を抱える女性に対する自立支援の実施
Ⅳ 誰もが活躍できる社会づくり
～吉川市女性活躍推進計画～
Ⅳ-1 政策・方針決定への女性の参画推進
1) 多様な市民の市政参画の促進
2) 女性のエンパワーメントの拡大
Ⅳ-2 多様な働き方への支援
1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の促進
2) 誰もが能力を発揮できる就業支援
3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援
Ⅳ-3 市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍
1) 多様な職員の視点が活かされる市政運営
2) ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けた支援
3) 育児・介護をしながら働く職員への支援